

## 大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要

仙北市公告第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）で第8条第2項の規定により大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を聴取したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年5月25日

仙北市長 門 脇 光 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックフレック角館店

秋田県仙北市角館町上菅沢360番地7 ほか

### 2 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

荷さばきの時間について

ア. 届出による荷さばきを行うことができる時間帯は午前6時から午後9時となっているが、周辺地域は住宅地であることから、荷さばき可能時間帯を午前7時から午後7時までに変更を望む。

近隣住宅に及ぼす騒音と夜間照明について

ア. 住民地域と隣接しており、早朝や夜の車の騒音また駐車場の夜間照明による近隣住宅への影響が心配である。駐車場の使用時間を夜9時までに変更を望む。

### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

#### (1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部商工課

#### (2) 縦覧期間

平成27年5月25日から平成27年6月25日まで